

## 貝類相の概要

本県には海産の貝類は生息しないが、海水が混ざる汽水域から淡水域にすむ淡水産貝類と陸地にすむ陸産貝類は8目41科176種（亜種を含む）ほどが生息する。淡水産貝類とは「カワニナ」や「タニシ」と称される巻貝類および「シジミ」、「カラスガイ」などと称される二枚貝類のことである。また、陸産貝類とは「でんでんむし」、「カタツムリ」や「ナメクジ」と称される巻貝類のことである。日本に生息する淡水産と陸産の貝類は、淡水産（汽水産を含む）貝類215種、陸産貝類1021種、計1236種・亜種あり、その14%ほどが本県に生息することになる。この数値は、各地方や離島に固有の種が多い中で、本県における確認種は多様であるといえる。特に本県では陸産貝類が137種ほど知られているが、なかでも西濃地方の石灰岩地域にしか生息しないシリボソギセルやミカドギセル、伊吹山の特産種ヤコビマイマイ、本県と福井県の境界付近のごく限られた地域にしか生息していないカンムリレンズガイやカンムリケマイマイなど、様々な理由で人間による干渉が少なかった自然度の高い環境に生息する種が特徴的である。反面、人間活動の盛んな地域では、生きた動植物あるいはその付着、潜入した物資の流通が盛んになり、故意、過失にかかわらず県外や外国から移入、帰化する貝類が陸産、淡水産ともに増加している。

本県の淡水産貝類は、美濃地方の低地の池沼や河川に生息環境が限定されるものが多い。飛騨地方や美濃地方の中山間地には氷河期の遺存種とされるカワシンジュガイの生息が知られ、さらに山地に点在する池沼・湿地や水温が低い湧水に生息する北方系のマメシジミ類がわずかに確認されている。マメシジミ類は5mm程度の小さな貝で、泥底に潜って生活しているため発見されにくく、分類や分布の調査も今後の課題である。

## 選定種の状況

今回の調査の結果、絶滅危惧Ⅰ類 6 種、絶滅危惧Ⅱ類 14 種、準絶滅危惧 14 種、情報不足 18 種の計 52 種を選定した。選定種の内訳は淡水産貝類 17 種、陸産貝類 35 種であり、陸産貝類の多くは西濃地域に生息する種で、また、淡水産貝類の多くは木曾川水系の中・下流域に生息する種である。

絶滅危惧Ⅰ類のカワネジガイは 2004 年に 1 例の確認があっただけの稀産種である。オバエボシガイとヨコハマシジラガイは稀産種であったが、その産地でも極端に減少している。ホラアナゴマオカチグサガイは石灰岩地帯の数箇所の洞穴に生息していたが、近年の記録は見られない。ヤコビマイマイとクロダアツクチムシオイガイは産地がさらに狭められている。

絶滅危惧Ⅱ類 14 種の内訳は、淡水産で二枚貝 5 種、巻貝 1 種、陸産 8 種である。淡水産二枚貝はグロキジュウム幼生期に魚類のえらやひれなどに寄生して移動し、分布域を拡げ、逆にタナゴ類は淡水産二枚貝を産卵母貝として卵～仔魚期に保護させるなど、生息水域の複雑な生態系にとって淡水産二枚貝は重要な役割を果たしている。国指定天然記念物のイタセンパラの産卵母貝としての役割も見逃せない。陸産 8 種はいずれも環境省の絶滅危惧種に指定されており、生息環境の悪化が著しい。

準絶滅危惧に選定された種の多くは石灰岩地帯または自然度の高い広葉樹林に生息する陸産貝類が多い。これらの貝類は特殊な環境にのみ生息するものであり、淡水産貝類のクロダカワニナ、マルタニシを含めて生息環境に脆弱性があるものと判断された。また、マシジミは移入種のタイワンシジミやその変種カネツケシジミの侵入により、生息域を狭められるだけでなく、交雑による遺伝子の攪乱も危惧されている。

情報不足に選定された種は、分類の困難なものや分布域が限られ、個体数が少なく希少なもので、今後の調査が必要であると判断されたものである。

## 貝類の保全対策

土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の計画・実施に際し、例え狭い範囲でもあらかじめ野生動植物の生息・生育について現地の実態を把握しておくことが望ましい。

絶滅のおそれのある野生動植物（以下「希少種」という）は、全国的あるいは全県的な視野で選定されており、地域によっては普通に生息・生育していることがある。希少種とされたものには、昭和30年代まではどこにでも普通に生息・生育していたことのあるものも少なくない。私たちは、現地の実態を把握せず、気付かないうちに野生動植物を絶滅の危機へ追いやってしまった苦い経験がある。

野生動植物の種の判断が困難な場合は、岐阜県博物館（関市小屋名百年公園内）へ現物や標本を送れば無料で調べてもらえる。また、各地の動植物の現物や標本を岐阜県博物館へ送ることは、現地の実態把握にもつながるので推奨したい。

希少種の新たな生息・生育地が発見された場合は、生息・生育環境の維持に努め、岐阜県環境生活部地球環境課へ連絡をして、岐阜県博物館などの専門家の意見を聞くなど、適切な対応ができるようにしたい。

希少種の生息・生育地では、その環境の維持のため、周辺を含めた広い範囲の環境変化に注意し、生息地一帯の自然性の高い地域をできるだけ多く残す。

近年、先進諸国だけでなく国内の地方自治体も、捕獲や譲渡の規制、生息・生育地の保全、保護増殖事業の推進、調査研究の促進、乱開発の抑止、外来生物の人為的移入の防止と駆除、関連条例の制定、教育啓発活動の充実等、総合的な保全対策に力を入れている。

なお、外来侵入種によってひきおこされる生物多様性減少防止のためのガイドラインについては文献 3) p. 280—p. 295 を参照されたい。

### 【陸産貝類】

・樹木の伐採や土石などの移動に際しては、残存林分の林床が乾燥化し

ないよう、可能な限り伐採、移動など改変箇所が極小となるよう配慮し、他地域の樹種や植生の移入を避けて、卵などの含まれる現地の表土を使い、従来の林縁自然植生の早期回復を図る。

- ・石灰岩地帯や人の近寄りにくい崖地、湿地、高標高地域などは、もともと特殊な環境であり、遺伝的に固有な種が多いので余計に生態系全体の保全に留意する必要がある。

### 【淡水産貝類】

- ・河川の自然性の高いワンドなどは、希少種を含めて生息するすべての貝類について可能な限り良好な環境を保全する必要がある。特に、二枚貝類はカワヒガイ、タナゴ類に限らず複数種の魚類との依存関係を保ちながら種の保存を成立させていることから、世代交代が可能なように生息域の生態系全体を保全する必要がある。

- ・二枚貝類の生息には、溶存酸素や浮遊プランクトンの安定供給、底質の安定、流速、水深、水質、寄生・依存関係にある魚類の生息など、複雑な条件が必要である。希少種の生息地となっている河川、池沼、水路側溝などの改変が必要なときには汚水・濁水の流入を防ぎ、従来の貝類の生息環境の早期回復を図る必要がある。水底の土砂や水草、水辺植生の保全・復元に関しては、設計段階から貝類の生態に詳しい人材や専門家の意見を取り入れるなど、適切な対応ができるようにしたい。

- ・希少種の卵や幼生を含めた生態系に悪影響を与えるブラックバス、ブルーギルなど外来魚種の駆除や他地域からの生物の人為的移入、畜養種の逸出を防ぐことも必要である。

- ・ホタル保護のために、他地域から飼料となる生きたカワニナ類を移入する行為は、外来種のコモチカワツボ、ハブタエモノアラガイ、カワヒバリガイなどの貝類だけでなく、それに付随する水に混入したプランクトンなど、多種の生物も持ち込む原因になるため、生態系の保全には好ましくない。

貝類各種のページはこちら

[http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11264/sizen/red\\_data2/shell.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11264/sizen/red_data2/shell.html)